

# 令和8年度 児童福祉・障害者福祉に関する手当

## 児童扶養手当

- 目的 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。本手当は申請により支給が決定となる制度です。該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。
- 対象者 ひとり親家庭等の母または父、母や父に代わって児童を養育している方（養育者）  
※「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある者をいいます。ただし、一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで対象となる方もいます。
- 手当額（5月、7月、9月、11月、1月、3月に支給）

対象児童	全部支給	一部支給
1人（本体額）	月額 48,050円	月額 48,040円～11,340円
2人目以降の加算額	月額 11,350円	月額 11,340円～5,680円

※児童数や所得額、養育費等の条件により支給金額が異なります。 ※所得制限があります。

- 問合せ 役場こども若者未来課 ☎82-1029 各手続きの詳細・申請様式はQRコードから



## 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
目的	日常生活において常時特別の介護が必要な、精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方の、精神的、物質的な負担の軽減の一助となるよう支給される手当です。	重度の障がいを有する児童の、精神的、物質的な負担軽減の一助となるよう支給される手当です。	身体や精神に障がいのある児童を養育している保護者等に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし支給される手当です。
対象者	重度の障がいを有する為、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。	重度の障がいを有する為、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方。	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護、養育されている保護者等。
手当額	月額 30,450円	月額 16,560円	1級：月額 58,450円 2級：月額 38,930円
支給月	5月、8月、11月、2月	5月、8月、11月、2月	4月、8月、12月
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請にあたっては聞き取りを行います。</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定します。</li> <li>・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。</li> <li>・受給者等には毎年、所得状況についての調べがあります。</li> <li>・施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方、病院などに継続して3か月以上入院している方は対象になりません。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請にあたっては聞き取りを行います。</li> <li>・認定診断書により判定されます。（手帳の写しによる申請が可能な場合もあります）</li> <li>・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。</li> <li>・児童が施設（児童福祉施設等）に入所している場合や障がいを支給事由とする年金を受給している方（ただし、その全額について支給が停止されている場合は除く）は対象になりません。</li> <li>・受給者等には毎年、所得状況についての調べがあります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者等には毎年、所得状況についての調べがあります。</li> <li>・施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方、病院などに継続して3か月以上入院している方は対象になりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（グループホームなどを除く）に入所している方や障がいを支給事由とする年金を受給している方は対象になりません。</li> <li>・受給者等には毎年、所得状況についての調べがあります。</li> </ul>	

- 問合せ 役場福祉保健課 ☎82-0374 各手続きの詳細・申請様式はQRコードから

